

介護保険サービスの利用者負担分が医療費控除の対象になる場合があります

西 東 京 市

医療費控除の対象となるサービス、対象とならないサービスは次のとおりです。

問合せ：高齢者支援課介護調整係（電話 042-420-2813）

◇在宅、地域密着型サービス、総合事業のうち第1号事業を利用している方◇

① 次のいずれかの医療系サービスを利用している

- ・ 訪問看護、介護予防訪問看護（医療保険利用分を含む）
- ・ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ・ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
- ・ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
- ・ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（注1）

いいえ

医療費控除の対象になりません



はい

② 上記①の医療系サービスと併せて、次のいずれかの福祉系サービスを利用している

- ・ 訪問介護（生活援助が中心である場合は除く）、夜間対応型訪問介護
- ・ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ・ 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
- ・ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（注3）
- ・ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護（注4）
- ・ 第1号訪問事業（A1,A2）（※生活援助中心のサービスは除く）、第1号通所事業（A5,A6）（注5）



はい

①で利用しているサービスの「1割、2割または3割の自己負担」、（介護予防）短期入所療養介護の利用による「滞在費・食費」、（介護予防）通所リハビリの利用による「食費」及び②で利用しているサービスの「1割、2割または3割の自己負担」が医療費控除の対象です



いいえ

①で利用しているサービスの「1割、2割または3割の自己負担」、（介護予防）短期入所療養介護の利用による「滞在費・食費」、及び（介護予防）通所リハビリの利用による「食費」が医療費控除の対象です

医療費控除の対象とならないサービス…

- ・ 訪問介護（生活援助中心型）
- ・ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護（生活援助中心型の訪問介護の部分）
- ・ 特定福祉用具購入、特定介護予防福祉用具購入
- ・ 住宅改修、介護予防住宅改修

注1 一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る。

注2 上記①のサービスを含む組み合わせにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）に限る。

注3 一体型サービスで訪問看護を利用しない場合及び連携事業所に限る。

注4 上記①のサービスを含まない組み合わせにより提供されるもの（生活援助中心型に係る訪問介護を除く）に限る。

注5 訪問型サービス・通所型サービスのサービス種類コードA1,A2（※生活援助中心のサービスは除く）、A5,A6に限る。訪問型サービス・通所型サービスのサービス種類コードA3,A7は対象外。

※総合事業に関する問合せ：高齢者支援課地域支援係（電話042-420-2811）

◇施設サービスを利用している方◇

① 特別養護老人ホームに入所している



「1割、2割または3割の自己負担と部屋代及び食費」を合計した金額の1/2が医療費控除の対象です。

② 介護老人保健施設または介護医療院に入所している



「1割、2割または3割の自己負担と部屋代及び食費」を合計した金額が医療費控除の対象です。

◇ご注意ください◇

- ※ 交通費のうち、通所リハビリテーションや短期入所療養介護を受けるため、介護老人保健施設や介護医療院へ通う際に支払う費用で、通常必要なものは医療費控除の対象となります。
- ※ 高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス等による払い戻しを受けているときは、払い戻された金額を除いた額が医療費控除の対象になります。ただし、特別養護老人ホームの入所に係る自己負担に対する高額介護サービス費については、2分の1に相当する金額を差し引いて計算します。
- ※ 介護福祉士等による喀痰吸引等の対価（居宅サービスの対価として支払った額の10分の1に相当する金額）は、医療費控除の対象となります。
- ※ 社会福祉法人による利用者負担軽減により利用者負担分が減額されている方は、減額後の金額が医療費控除の対象になります。
- ※ 介護保険サービスを利用したときに、併せて支払っている「日常生活費（理美容代など）」、「特別なサービス費用」は医療費控除の対象になりません。

◇おむつに係る費用について◇

6か月以上寝たきり状態にある方、または同様の状態と認められる方で、医師がおむつの使用が必要であると判断した場合は、おむつ代（紙おむつの購入費及び貸しおむつの賃借料）について、おむつの領収書に併せ、主治医が発行した「おむつ使用証明書」を確定申告等に添付することで、医療費控除を受けることができます。医療費控除の申告に必要な領収書には、おむつを使う人の名前と大人用のおむつ代であることが明記されている必要があります。

なお、おむつを使用している方が要介護認定を受けていて、その認定内容が一定の条件に該当すれば、市が発行する「主治医意見書記載内容確認書」を「おむつ使用証明書」の代わりとして、医療費控除の申告を行うことができます。

※問合せ：高齢者支援課認定相談係（電話 042-420-2816）

医療費控除とは所得税、市都民税の税額を決める所得額から医療費分が控除される仕組みです。

自分自身や生計を一にする配偶者その他の親族のために、その年に支払った医療費が一定の金額以上の場合に所得控除を受けることができます。控除額は、次の式で計算した金額（最高200万円）です。

$$\text{控除額} = \left(\begin{array}{c} \text{実際に支払った} \\ \text{医療費の合計} \end{array} - \begin{array}{c} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} 10\text{万円（その年の所得金額の合計が} \\ 200\text{万円未満の人はその5\%の金額）} \end{array} \right)$$

◇医療費控除を受けるための手続きが変わります◇

平成29年分の申告から、医療費控除を受ける際に、領収書の提出が不要となる代わりに「医療費控除の明細書」を作成し、添付が必要となります。

明細書の作成時には、①医療を受けた人、②病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します（明細書を含め、医療費控除の申告は国税庁HPからでもできます）。

医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります（税務署の求めにより、提示又は提出）。

※平成29年～31年分の申告は、医療費控除の明細書の代わりに領収書の添付又は提示でも可。

医療費控除を受けるための手続き

医療費控除に関して記載した確定申告書に以下の書類を添えて税務署へ提出してください。

- ①その年分の所得税額を証明するもの（源泉徴収票など）
- ②医療費控除の明細書（その年の1月1日～12月31日までに支払った分）やおむつ使用証明書などの証明書

※問合せ：東村山税務署

〒189-8555 東村山市本町1-20-22（電話：042-394-6811）